

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第8 議案第56号 松崎町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第56号 松崎町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（健康福祉課長 糸川成人君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（高柳孝博君） 1ページの所の新旧対照表の所の一番下から3行目（10）のところ、これは、あの経験があれば、なりうるということの事で、特に免許証とかなんか、縛りがなくて、できるということなんでしょうか。

○健康福祉課長（糸川成人君） 5年以上、こういう事業に従事をして先ほど言った支援員の研修を受けた者ということになります。

○議長（藤井 要君） 他に質疑が無いようでありますので、質疑を終結したいと思います  
が、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第56号 松崎町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---